

5 久留米市田主丸地区簡易水道条例

平成 16 年 12 月 28 日
久留米市条例第 129 号

(目的)

第 1 条 この条例は、久留米市田主丸地区簡易水道(以下「簡易水道」という。)の、維持及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可)

第 2 条 簡易水道を使用しようとする者は、その使用について市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 3 条 前条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、簡易水道使用料(以下「使用料」という。)1 戸当たり月額 1,260 円(消費税等相当額を含む。)を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(平 17 条例 79・一部改正)

(使用料の算定)

第 4 条 新たに簡易水道を使用することとなった者の使用料は、その事実の発生した日の属する月から支払うものとし、第 6 条の規定により使用を中止した者の使用料は、その事実が発生した日の属する月までを支払うものとする。

2 前項の使用料は、事実が発生した日の属する月における使用の日数が 15 日に満たないときは月額の半額とし、15 日以上ときは月割額とする。

(平 17 条例 79・一部改正)

(使用料の徴収)

第 5 条 使用料は、2 月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、毎月又は臨時に徴収することができる。

(平 17 条例 79・全改)

(中止の届出)

第 6 条 使用者は、現に使用している簡易水道施設の使用を中止しようとするときは、その 5 日前までに市長に届け出て検査を受けなければならない。

(工事の申込み)

第 7 条 給水施設を新設し、改造し、又は撤去しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(平 17 条例 79・全改)

(給水の制限)

第 8 条 市長は、水量の減少、簡易水道施設の改修その他やむを得ない事由がある場合は給水量を制限することができる。

2 前項の規定により給水の制限を実施した場合においても使用料の額は変更しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

(給水の停止)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。この場合において、それに伴い生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

- (1) 第2条、第3条、第6条及び第7条の規定に違反したとき。
- (2) 使用料を市長が定める期限までに納付しないとき。
- (3) その他、簡易水道の使用について不正があると認めたとき。
- (4) 簡易水道を利用して、水田等のかんがい用水又は養魚場の用水に使用したとき。

(平17条例79・一部改正)

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により簡易水道施設をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合はこの限りでない。

(経費の負担)

第11条 次に掲げる経費は、その全額を使用者の負担とする。

- (1) 給水栓及び附属品の取替並びに補修に要する経費
- (2) 給水施設の新設及び増設並びに給水栓の位置の変更に要する経費
- (3) 給水施設の破損の修復に要する経費

(平17条例79・一部改正)

(管理人)

第12条 市長は、簡易水道の維持管理について、管理人を置くことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 田主丸町の編入の日前に、田主丸町営簡易水道条例(昭和32年田主丸町条例第94号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年12月28日条例第79号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。